

2026年5月29日

経済法令研究会

『銀行業務検定試験 公式テキスト 年金アドバイザー3級 2025年度受験用』

追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 年金アドバイザー3級 2025年度受験用』をお持ちの方が、2026年7月の銀行業務検定試験「年金アドバイザー3級」および2026年6月以降にCBT方式で銀行業務検定試験「年金アドバイザー3級」を受験する際の一助となるよう、お知らせするものです。

記

●令和8年度の主な年金額（昭和31年4月2日以後生まれ）

老齢基礎年金	847,300円
障害基礎年金（1級）	1,059,125円
障害基礎年金（2級）	847,300円
遺族基礎年金	847,300円
遺族基礎年金加算（1・2子）	243,800円
遺族基礎年金加算（3子以上）	81,300円
厚生年金加給年金額（配偶者，1・2子）	243,800円
厚生年金配偶者特別加算額 （昭和18年4月2日以後生まれ）	179,900円
厚生年金加給年金額（3子以上）	81,300円

●令和7年 年金制度改正法（公布日：令和7年6月20日）の主なポイント

（正式名称：社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律）

I 公的年金関係

1 厚生年金保険関係

(1) 被用者保険の適用拡大

① 企業規模要件の段階的撤廃（施行日：令和9年10月1日）

短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件を、現行の50人超から、令和9年10月より35人超、令和11年10月より20人超、令和14年10月より10人超、令和17年10月よりそれ以下の規模（規模要件撤廃）の企業に適用拡大する。

② 賃金要件の撤廃（施行日：公布の日から3年以内に政令で定める日。令和8年10月予定）

短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき賃金要件（月額8.8万円）は、最低賃金の引上げに伴い週20時間以上働けば月額賃金8.8万円以上を満たすことになる。これを確認してから、賃金要件を撤廃する。

③ 個人事業所における非適用業種の解消（施行日：令和11年10月1日）

被用者保険の適用事業所の範囲は、個人事業所の場合、従業員5人以上の事業所かつ法定17業種であるが、法定17業種でない業種も適用対象とする。

新規の事業所については令和11年10月1日から適用対象となり、既存の事業所は当面の間、本改正の対象外とする。

(2) 標準報酬月額等級区分上限の引上げ（施行日：令和9年9月1日）

厚生年金保険の標準報酬月額上限65万円（第32等級）を、令和9年9月1日から毎年1等級ずつ3年に分けて段階的に引き上げる。

- ・令和9年9月1日から68万円（第33等級）
- ・令和10年9月1日から71万円（第34等級）
- ・令和11年9月1日から75万円（第35等級）

2 老齢給付関係

(1) 老齢厚生年金の配偶者加給年金額の見直し（施行日：令和10年4月1日）

老齢厚生年金の配偶者加給年金額と特別加算の額をそれぞれ減額する。施行日前に配偶者加給年金額が加算されている場合は、見直しの対象としない。

なお、障害厚生年金の配偶者加給年金額は、現行どおり（改正なし）。

(2) 在職老齢年金の支給停止調整額の見直し（施行日：令和8年4月1日）

在職老齢年金の支給停止調整額を、51万円（令和7年度）から65万円（令和8年度）に引き上げる。

(3) 老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給繰下げの見直し（施行日：令和10年4月1日）

遺族厚生年金の受給権者について、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を可能とする。

遺族厚生年金の受給権者について、老齢厚生年金の繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を可能とする。

3 障害給付・遺族給付関係

(1) 障害・遺族基礎年金，障害・遺族厚生年金の保険料納付要件（直近1年要件）の延長（施行日：令和7年6月20日）

初診日または死亡日が令和8年4月1日前にある場合に対象とされた保険料納付要件（直近1年要件）の初診日または死亡日を10年延長し，令和18年4月1日前とする。

(2) 遺族厚生年金の見直し（施行日：令和10年4月1日）

① 受給権者の年齢要件の変更・撤廃

遺族厚生年金の支給対象者のうち，被保険者または被保険者であった者の死亡の当時その者に生計を維持されていた「夫・父母・祖父母は死亡当時55歳以上の者」を，「配偶者（夫は年齢要件撤廃），父母・祖父母（死亡の当時60歳以上の者）」とする。

② 中高齢寡婦加算の段階的減額・廃止

中高齢寡婦加算の額を令和10年度から25年かけて段階的に減額する。

令和35年4月2日以降に遺族厚生年金の受給権を取得した妻については，中高齢寡婦加算を加算しないこととしつつ，60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金には遺族厚生年金の額に死亡した者の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額の4分の1に相当する額を加算する「有期給付加算」を新設する。

③ 遺族厚生年金にかかる有期給付の対象年齢の拡大

死亡時に60歳未満の子のない配偶者に対する遺族厚生年金を，男女とも原則5年間の有期給付とする。

施行日前に受給権が生じた遺族厚生年金については現行と変わらず，妻が有期給付の遺族厚生年金の対象となるのは，平成元年4月2日以後に生まれた者（施行年度末において40歳未満の者）に限られる。

④ 有期給付の遺族厚生年金の収入要件を撤廃

現行制度の遺族厚生年金を受給するためには生計維持要件（生計同一要件および収入要件（前年の年収850万円未満など））を満たさなければならないが，有期給付の遺族厚生年金の受給にあたっては収入要件は問われない。

⑤ 死亡分割制度の創設

遺族厚生年金の有期給付化に伴う配慮措置として，配偶者の死亡に伴う年金記録分割の制度を設ける。分割を受けることにより，将来の老齢厚生年金の額が増える。

4 その他

(1) 子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し（施行日：令和10年4月1日）

子に対する遺族基礎年金について、父または母と生計を同じくすることによる支給停止規定を削除し、子に対する遺族基礎年金が、子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されることのないようにする。

(2) 子にかかる加算額の見直し・加給年金額の創設（施行日：令和10年4月1日）

① 基礎年金の子の加算額の見直し

老齢基礎年金に子の加算額を創設する。

障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額を引き上げる。3人目以降の子も同額とする。

② 老齢厚生年金の子の加給年金額の見直し

老齢厚生年金の子の加給年金額を引き上げる。3人目以降の子も同額とする。

老齢厚生年金の子の加給年金額について、厚生年金保険の被保険者期間の要件を原則20年から10年に短縮する。

③ 障害・遺族厚生年金に子の加給年金額を創設

障害厚生年金の受給権者によって生計を維持されている子があるときは、障害厚生年金に加給年金額を加算する。

(3) 離婚時の年金分割の請求期限延長（施行日：令和8年4月1日）

現行の2年から5年に延長する。

II 国民年金基金・確定拠出年金関係

1 国民年金基金の掛金の上限の見直し（関係政令。施行日：令和8年12月1日）

掛金額の上限を月額68,000円から月額75,000円に引き上げる。

2 個人型年金（iDeCo）の加入可能年齢の引上げ（施行日：令和8年12月1日）

改正前の加入要件に該当しない60歳以上70歳未満の者であって、申出の日の前日において個人型年金（iDeCo）加入者・運用指図者であった者、企業型年金等の私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって老齢基礎年金や個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を、新たに加入対象とする。この改正により加入対象となった者の区分を新設し、第5号加入者とする。第5号加入者の掛金の上限額は、月額62,000円とする。

3 企業型年金（企業型DC）の拠出限度額の引上げ（施行日：令和8年12月1日）

確定給付企業年金（DB）等他制度掛金相当額との合計額の上限は月額55,000円であったが、これを月額62,000円に引き上げる。

4 iDeCoの拠出限度額の引上げ（関係政令。施行日：令和8年12月1日）

① 第1号加入者・第4号加入者

国民年金の第1号被保険者である加入者（第1号加入者）および国民年金の任意加入被保険者である加入者（第4号加入者）の掛金の上限は月額68,000円であったが、これを月額75,000円に引き上げる。国民年金基金の掛金を納付している場合は、合計で月額75,000円となる。

② 第2号加入者

- ・企業型DCとDB等他制度に加入している者

国民年金の第2号被保険者で、企業型DCとDB等他制度の両方に加入している者、または企業型DC、DB等他制度の一方に加入している者の掛金の上限（月額）は「月額55,000円－各月の事業主掛金額とDB等他制度掛金相当額」かつ上限月額20,000円であったが、「月額62,000円－各月の事業主掛金額とDB等他制度掛金相当額」に引き上げる。

- ・企業年金に加入していない者

国民年金の第2号被保険者で、企業型DCとDB等他制度のいずれにも加入していない者の掛金の上限は月額23,000円であったが、これを月額62,000円に引き上げる。

5 企業型年金のマッチング拠出の見直し（施行日：令和8年4月1日）

加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

以上